

## 第 21 期第 13 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 3 月 23 日（水） 午後 1 時 55 分から午後 2 時 32 分

場 所 波止場会館 3 階 「中会議室」

### 議 題

#### 1 指示事項

(1) コイの持ち出しの禁止及び放流等について (資料 1)

#### 2 協議事項

(1) コイの承認基準について (資料 2)

#### 3 報告事項

(1) 令和 4 年度目標増殖量等の県ホームページ掲載について (資料 3)

#### 4 その他

(1) 令和 4 年 6 月の委員会開催日程について

(2) その他

[配付資料]

・「水産神奈川」No. 560 号

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 中川技師

## 議 事

滝口事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。委員の皆様の出席状況でございますが、本日は10名中9名の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。それでは議長よろしくお願いいたします。

議長

(井貫会長)

それでは、ただいまから第13回の委員会を開会します。本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局、水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、御了承いたします。

本日の議題ですが、指示事項が1件、協議事項が1件、報告事項が1件、その他となっております。それでは、まず本日の議事録署名人を指名させていただきます。平田委員、安藤委員よろしく申し上げます。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、指示事項1の「コイの持ち出しの禁止及び放流等の禁止に係る委員会指示について」と協議事項1の「コイの持ち出しの承認基準について」は、関連しておりますので一括して議題といたします。

当議案につきましては事務局から補足説明をしたいということで、本日机上配付いただいております資料1の参考資料に基づいて説明がありますので、お願いいたします。

事) 角田代理

【資料1の参考資料に基づき説明】

議長

事務局から補足説明がありましたが、委員会指示と持ち出しの承認基準について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

津谷委員

参考ということで、前回のいろんな事項をまとめていただきましてありがとうございました。とてもよく分かりました。ここ3年ぐらいの発生状況を見ると、ほとんどもう発生しないような状態になっている。

これはいつ止めるのかなと、委員会指示をいつ止めるのか、終わらせどきですよね。こういう場合、どう考えたらいいのかなと思うのですが。ずっと延々と1例でも出たら出し続けるようなかたちをとるのか、正にその今のコロナ相談のようなものがありますが、終わらせ方ですね。どういうことになったら終わらせようとお考えですか。

事) 角田代理

今、指定されている区域がございますから、この指定が解除されないと思いません。解除するために国の方でも検討し、コイヘルペスに関す

る知見の収集に努めていただいている中ですので、そういったものが出てきて解除というものが実際できると思います。

津谷委員

国が方向性を出して、それに沿ってということになるのですか。この知事の具体的な禁止区域で、去年と比べてどこか外した場所というのはあるのでしょうか。

事) 角田代理  
長塚委員

ございません。

コイヘルペスというのは、コイを見て我々でも分かるのですか。例えば、鰓(えら)に何か付いているとか、鰭(ひれ)に何か付いているとか。見た目には分わからない、死なないと分わからないですか。

滝口事務局長

通常は、例えば水質事故などがあった時には、コイの他にアユだとか一緒に死亡していることが多いのですが、コイヘルペスが発生した時には、コイだけが死亡するので、他の魚は元気でコイが弱っているというような状況でございます。

あと先ほどの津谷委員から御質問があった、これいつまでというのがあると思いますが、現在、全部で22の河川が神奈川県内で指定されているわけですが、この水域、特に神奈川県の場合ですと、相模川よりも西側の水域、例えば具体的には酒匂川ですとか、千歳川ですとか、未発症水域でございまして、拡大防止という観点から、まだしばらくは国としては持ち出し禁止の措置というのは続けていくのではないかと考えております。

安藤委員

先ほどの津谷委員の御質問との関連になりますが、確か昨年協議をしたときに試験場で例えば、PCR検査をして確認されたらそこを指定する。だからその後、1回指定したところで死魚が出た場合でもそれを追加で検査することはないというお答えだったと思うのですが。

これを指定解除していくという方向に動いていくためには、追加でPCR検査をしていかないと、例えば10年前に出ました、そのまま指定されていますということだと、現状実際どうなのかという確認ができないように思うのですね。

だから実際に先ほどの御質問のとおり、解除に向けて道筋をつけていくということであれば、やはりそういう死魚が出た場合の検査、或いはもっと言えば死魚は出てないが、検査してある一定の基準で検査してみるというようなことが必要なのかなという気がします。

解除に向けてそういう気もするのですが、その辺は何か方針があるのでしょうか。

滝口事務局長

おそらく他の水域でもそう言った取組とかされていると思うのです。た

だ、例えばPCR検査をしたからといって、陽性であれば、いやまだまだ汚染ですとなりますが、逆にサンプルを採って全ての魚が陰性であったとしても汚染区域ではありませんという証明にはならないです。それを皆さんお分かりだと思いますが、1尾でも出ればそこは陽性だと。それをただ100尾調べたら、全部陰性だから全ての魚が陰性だと、その証明にはならないというところでもどかしいところがございます。

ただいわゆる個人の池ですとか、閉鎖的な水域の場合には、一旦全ての魚を処分して徹底的な消毒をしたうえで、そこで更にまた養殖等を行うということは可能となっておりますが、自然水域である河川については、今のところそういったかたちで指定解除という動きは、国でもまだちょっと動きがないというような状況でございます。

議長

これは水産資源保護上の特定疾病として措置されているけれども、それでは足りないので、委員会指示で持ち出し禁止をして防止していると、そういう位置付けですよ。

それから陽性があったら全部焼却処分しなさいと。その代わり補助を出しますという法律対応の措置がありますよね。それだけではちょっとまん延防止し切れないので、全国に対してコイはあまり動かさないでねというのもやっているのですけれどね。ですからこの委員会指示をなくしても特定疾病としての規制なり何なりが存続するわけですよ。

滝口事務局長  
安藤委員

そういうことです。

そうすると、やはり正直いくらPCR検査やってもそれが解除の証拠にはならないということなのですが、でもいつかは解除しなくてははいけない。国と力を合わせてその方向に進んでいくような協議を進めていくということだと思のですが、そういう解除に向けての道筋、具体的なものがあれば、いつでも結構ですので、ちょっと教えていただきたいなと思います。

もう一つ、養殖場とか釣り堀とかがかつて指定されていて、先ほど課長がおっしゃったとおり、消毒して解除になったという例がいくつかあるというように伺っているのですが。

事) 角田代理  
安藤委員

本県で最初に発生したのは大和市内の釣り堀でした。

そうですね。そこは解除されたということなのですが、そうすると、その釣り堀なり養殖場なりが指定されたということは、公共水面と連接一体を成していたという解釈ですよ。水産課が指定するのは完全に独立した池ではなくて、あくまでも公共水面及びこれと連接したような水域ですよ。それで、それを解除したということは、釣り堀などと連接一体を成す本

来の公共用水面、釣り堀自体は公共用水面ではないと思うので、それがどこかの川と繋がっているから接続一体を成すという解釈で指定したと思うのですが、その川の部分はそのままということなのですかね。ちょっとどこの川だか分からないのですが、今まで何か所かあった釣り堀の例で、そういう接続一体を成している川はどうなってしまったのかが、ちょっと気になったものですから。

大和などその他で、もし発生したのであれば、その他の釣り堀なり池なりが解除になった時にその結果ですが、接続一体成している水面はどうなってしまったのかがちょっと知りたかったのですが。指示の内容と関係あるわけではありませんが、もし分かれば教えていただければと思います。

滝口事務局長  
安藤委員

あとで確認して報告させていただきます。

あと確認ですが、今の話と関連して当然、例えば水族館の大水槽で発生しました。或いはその個人のお宅の何百匹もいる大きな池で発生したが、その配水管は公共用水面ではなくて下水道に繋がっていますよ。そのようなときは、当然これは対象にならないということですよね。それはその水族館なり個人で処分してください。他とは関係ないよということによろしいですよ。

最後にどうしても去年、少し気になっていたのですが、放流の制限で一行目に放流する場合はとあって、最後のイに遺棄してはならないとあって、その遺棄する場合に死体を遺棄してはならないというのはよく分かるのですが、それをわざわざ生死を問わず遺棄してはならないと書いてありますね。これ読んで、その生きたのを遺棄するというのは放流なのかなと思ったのですね。だからその一行目とそのイの生死は問わず遺棄してはならないというところがどのように状況が違うのかが理解できなかったもので、そこを具体的に説明していただきたいのですが。

事) 角田代理

昨年、安藤委員から死んでいるコイも持ち帰っては駄目なのかというお話もありました。

安藤委員

それはありましたね。

事) 角田代理

死んでいるコイについても持ち出しは駄目であり、死んでいるから持ち帰ってもよいと思われてもいけないというところもあって、こうしたことも追記することによって、同一水域に戻す以外はいけませんよということを書いてあるのかなと思うのですが。

安藤委員

というのはね、1番で例えば釣りますよね、そうすると、それはその場で放すのは構わないとはっきりしていますよね。

だけど同じように何らかの方法で捕ったものをその場で放流するのはいいけど、遺棄しては駄目よと、同じ生きているコイで放流はいいが、遺棄しては駄目よというときに遺棄するというのは実際何を指すのかなと、もっと言えば、この「生死を問わず」を例えば止めて、「コイの死骸を遺棄してはならない」とすれば、何も矛盾しないですね。

生死を問わずとしてしまうと、そこが引っ掛かってしまうのですが。

事) 角田代理

とにかくコイは遺棄してはいけないということを表現で印象付けているのかと思います。どういうケースがあるか細かく出して作ったのかは分からないのですが、そこは過去の記録があれば、見てみたいと思います。

安藤委員

そうですね。だからイがねえ、こういうのは死骸を遺棄してはならないだともう全然すっきりしていて何も疑問に思わないのですが、生きたコイを遺棄するというのは、その放流と何が違うのかというのがちょっとどうしても判然としないので、そこ何か、もし過去の議論で答えがあれば、教えてください。

議長

念のためにはそうですね、ちょっと放流していません、捨てたのですというように言い逃れされても困るからという意味があるのだと思いますが。

安藤委員

なるほどね。それは放流に当たらないと、それは遺棄ではないかという。

議長

だから遺棄も含めて駄目ですよ。言い逃れをさせないための念のための規定のような気がします。

他に何かありますか。

津谷委員

そもそもの話になるのですが、この指示を出すことで感染症自体によるその業務に対するダメージというのはもちろんあるのですが、大体その規制というのは、ちょっと過大に流れる部分が感染症に関しては特にあるような気がしていて、この規制自体によって業者さんというのはどれぐらいのダメージになるのですかね。

この指示があることによって業者さんが受けるダメージというのは、どれぐらいのものがあるのでしょうか。このコイで生計を立てるといような方たちがこの指示があることでどれぐらいダメージを受けるのでしょうか。

事) 角田代理

コイの養殖漁業者さんですかね。

津谷委員

何ですかね、ダメージを受ける、そもそもそこもよく分かりませんが。他の規制をするということは、どなたかの行動を制限することになるので、ダメージを与えることになると。どういう業者さんがどれぐらいのダメージになってしまう指示なのかを知りたいのですが。

事) 角田代理

放流については、少なくともこうしたことを満たしていないコイは流通で

きませんというのが規制かと思います。先ほど申し上げましたが、国が最初に3つの放流の制限を作った時のガイドラインでも、こうしたことを確認していないものは流通させてはいけませんということはPR等していただきましたので、制限がかかると思います。

津谷委員

そういうことが必要になることでコスト高になると、それぐらいですかね。

滝口事務局長

他県におきましては、例えば食用のコイですとか、あと鑑賞用のニシキゴイとか、そういったコイ養殖が盛んなところがございます。そういったところはやはり持ち出し禁止になってしまいますと、飼育したものが出荷できないということになりますので、それがやはり大きな経済的な損失になるかと思えます。

神奈川の場合にはコイ養殖自体の実態というのは、ないとしておりますので、逆に言えば遊漁でコイを釣った場合に影響が出てくるというのがちょっとあります。

津谷委員

特に神奈川の場合は業者さんの方からいつまでやっているのですかと、止めてくださいという話は特にはない。

滝口事務局長

特に業界の方からですね、コイの持ち出し禁止の指定を解除してくれというような要望については、伺っておりません。

議長

他に何かございますか。

コイヘルパスについて、これ国への要項事項として全国内水面漁場管理委員会連合会でここ何年か出していますよね。

事) 角田代理

全内漁管連から国への要望ということで、公共用水域においても放流できるような解除に向けて研究開発を進めてもらいたいというような要望を出しておりまして、国の方としても放流再開に向けて、引き続きデータ収集をいくつかの県と一緒に、知見の蓄積、研究を進めているというような回答が出ておりました。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら、原案どおり委員会指示を発動するという事によろしゅうございますか。

更に資料2のコイの持ち出しの承認基準ですが、原案どおり定めることによろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決定させていただきます。

それでは、次に報告事項1の令和4年度目標増殖量等の県ホームページ掲

委員一同  
議長

載についてですが、これについては県のホームページに掲載されたという報告でありますので、よろしゅうございますか。

(了 承)

次はその他のその他になりますが、委員の皆様方から何か御発言があれば、よろしいですか。

事務局から何かありますか。

ないようですので、これで本日の委員会は閉会いたします。